

ふるさとの 植物を守ろう

No. 26 October 2018

植物園と市民で進める
植物多様性保全ニュース

Japan Association of Botanical Gardens
公益社団法人 日本植物園協会

生きた植物コレクションのセーフティーネット

生きた植物のコレクションは、植物園の価値の中核です。というのも、研究材料として使う特定の植物だけを保存することは試験場や大学でも行えますが、ありとあらゆる植物を生きたまま研究し保存できる施設は植物園しかないからです。生物多様性の喪失が加速化する中、植物園のこうした機能がますます注目されています。たとえば最近の調査で、地球の陸上植物種の30%、絶滅危惧植物種の41%が世界のどこかの植物園で保存されていることが明らかになり(Mounce et al. 2017)、科学誌ネイチャーで植物園の保全に果たす役割の大きさが改めて指摘されました。日本植物園協会でも「植物多様性保全 2020年目標」を掲げて、全国の植物園が協力して日本の野生植物や有用植物資源の保存に取り組んでいることは本紙7号で紹介したとおりです。たとえば現在、日本の絶滅危惧植物のうち66% (1,182種類) が国内の複数の植物園で分散して保存されています。

ところが一方、あらゆるコレクションの中で、生きものの保存・継承ほど難しいものはありません。鍵をかけてしまっておけば守れるものではなく、苗に水が1回かからなかったり、イモムシに見つかってかじられたりすれば、長年の努力が瞬時に水の泡となってしまうのです。こうした日々の管理の課題もさることながら、栽培技術の継承というもうひとつの大きな問題が控えています。植物園ではひとりの職員が数百数千



オリヅルスミレ (*Viola stoloniflora*)。沖縄島北部に自生していたが、ダム建設により自然界では絶滅した種。失われる前に救い出していくつかの植物園で分散保存したことで、完全な絶滅から免れることができた。

国立科学博物館 筑波実験植物園 遊川 知久
におよぶ種類の植物の面倒を見ることが普通ですが、種類ごとの性質をひとつお理解するには10年くらいの時間を必要とするでしょう。職員の異動や退職を考えれば、植物園でひとつひとつの種の栽培技術を継承することは、はなはだ困難と言わざるを得ません。最近では指定管理者の交替も深刻です。数年おきに担当者が変わってしまい、技術の継承どころか習得もおぼつかないのが実情なのです。

植物園の仕事をする中で、枯らしてはいけないものを枯らす苦い経験をいくどとなくしてきました。とはいえうまく引き継がれている植物もあります。例えば野生では絶滅してしまったオリヅルスミレやシビイタチシダですが、植物園の努力によってなんとか地球上に踏みとどまっています。ツバキ、サクラなどの古くから伝わる園芸品種は貴重な遺伝資源、そして文化遺産ですが、こうした品種の保存にも植物園は貢献してきました。とはいえこうした実績の多くは、単独の植物園でできたわけではなく、複数の植物園、そして趣味家など外部の方との連携で実現したものです。そうです、大切なコレクションを残すカギは、個々の植物園の枠を超えた確実なセーフティーネットを作ることには他なりません。

日本植物園協会では、全国の植物園どうし、さらには生物多様性保全に関係する市民や行政、研究機関が連携・協働する「植物多様性保全拠点園ネットワーク」を2006年にスタートさせました。このネットワークを作ったことにより、全国の植物園がそれぞれの気候・地域・専門分野等の特色を生かしながら、分担して保全事業を進めることができるようになりました。さらに植物園の外に開かれたネットワークづくりに力を注ぎ、保全でもっとも重要な、地域社会の協力やさまざまな専門家のノウハウを結集させることができました。このネットワークのあらましについては、本紙2号を参照ください。

「植物多様性保全拠点園ネットワーク」の活動を進める中で、貴重なコレクションが全国のどこで保存されているか必ずしもよく分かっておらず、知らないう

ちに失われていることが課題として浮き彫りになりました。また価値のあるコレクションを顕彰することが、次世代に継承されるきっかけになるはずです。こうした考え方にに基づき、植物園、個人、研究機関、種苗会社といったセクターの枠を超えて全国に分散する重要なコレクションを明確にし、セーフティーネットの基盤とするのが、本紙の19と25号で紹介した「ナショナルコレクション認定制度」です。この活動によって

保存する必要のあるコレクションとその担い手の所在がはつきりします。集約した情報を「植物多様性保全拠点園ネットワーク」に橋渡しすれば、植物園と外部のセクターが連携してコレクションを継承することができます。日本植物園協会はこれらの活動を推進することで、全国の重要な植物コレクションを守り、伝えることに貢献してまいります。私たちの取り組みへのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

「世界野生生物の日」の取り組みについて

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室 河野 光浩

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)が1973年3月3日に採択されてから40年後の2013年、国連は毎年3月3日を「世界野生生物の日」に制定しました。経済産業省及び環境省は、昨年に引き続き「世界野生生物の日」に合わせて、野生生物の取引規制に関する普及啓発パネルを作成し、今年は全国15園の植物園の園内に展示していただきました(図1)。

パネルに掲載する植物の写真についても、日本植物園協会よりご提供いただきました。改めまして、日本植物園協会及びパネルを展示していただきました植物園関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

ワシントン条約の規制対象となっている植物を外為

法上の手続きをとらずに輸入しようとして、税関で差し止められるケースがほぼ毎日起きています。経済産業省は、こうした植物が任意放棄された場合、税関から引き継ぎ、日本植物園協会に対して寄託管理を依頼しています。昨年度は、植物の任意放棄件数が100件まで急増しました。これは残念ながら、希少な野生生物の輸出入に関するワシントン条約の規制がいまだ十分に認識されていない結果であると考えています。経済産業省といたしましても、希少な野生植物を保護するため、国民の皆様にワシントン条約の規制を十分理解していただくよう、植物園関係者の皆様とともに、普及啓発に一層努めてまいりたいと思います。

海外旅行された方が持ち帰る荷物にワシントン条

図1. 植物園に掲示したパネル。

約の規制対象となる種が含まれているにもかかわらず、必要な手続きをとっていないばかりに、税関において任意放棄を余儀なくされるケースが多数起きています。アロエなど、植物を成分としている化粧品も規制対象です。海外旅行される方にワシントン条約についての理解を深めていただくため、経済産業省では

「Souvenir Guide ～お土産を買うその前に～」というパンフレットを作成しました（図2）。

日本植物園協会及び植物園関係者の皆様におかれましては、今後とも、ワシントン条約の適切な履行及び希少野生動物の保護にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



図2. お土産パンフレット.

認定希少種保全動植物園等制度が始まりました

近年、我が国における野生動植物の生育状況の悪化に伴い、積極的な保護増殖が必要な希少野生動物種（以下、「希少種」という）の数は増加の一途をたどっています。一方で、希少種の保全を政府の力だけで実施していくことには限界があり、関連団体等と密接に連携し取組みを促進していくことが不可欠です。

このような流れの中、希少種の保全活動において生息域外保全に実績を有し、調査研究や環境教育・普及啓発活動の担い手となっている動植物園等の役割が重視されるようになってきており、植物園関係の動きでは、平成27年6月に日本植物園協会と環境省の間で「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」が締結されました。本協定に基づき各植物園において、希少種の生息域外保全や普及啓発等に関して一層の取組みをいただいているところです。

環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室

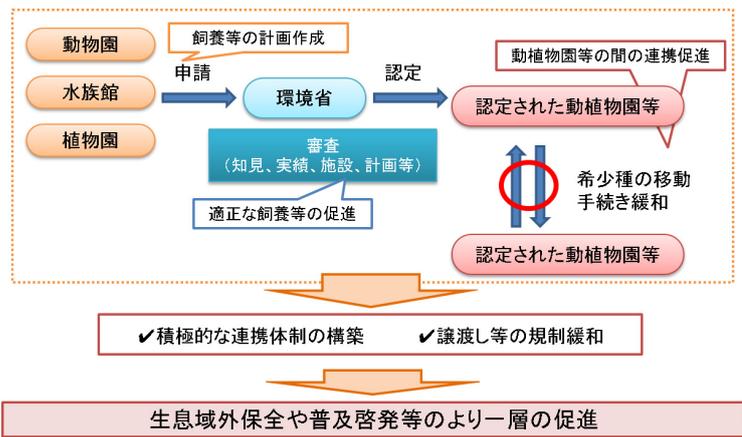
こうした取組みを行う動植物園が「種の保存」という公的機能を担っていることを明確化し、社会的な認知度を向上させることが必要との検討がなされ、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律の改正により「認定希少種保全動植物園等制度」が創設され、平成30年6月より運用が開始されています。本制度は希少種を飼育・栽培する動植物園から、事前に希少種の繁殖計画等を環境省に提出いただき、保護増殖という点で一定の基準を満たす動植物園等を環境大臣が予め認定する制度です。植物園が認定を受けると、希少種の譲り渡し等の規制が原則として適用されなくなり、以下の3つの主なメリットが期待されます。

1. 繁殖等に向けた他園館との円滑な個体移動などによる生育域外保全の推進
2. 来園者への希少種に関する環境教育・普及啓発

の促進

3. 植物園が持つ「種の保存」という公的機能の明確化・社会的な認知度の向上

なお、植物園の施設を認定する制度であるため、認定を受けようとする植物園で取り扱う希少種は全て繁殖計画等の提出等の対象となります。認定を受けるための手続き内容（提出する書類の様式）や基準等の詳細につきましては環境省 HP をご覧ください。（<http://www.env.go.jp/nature/kisho/doushokubutsuen.html>）



日本植物園協会第53回大会の報告

広島市植物公園 久保 晴盛

平成30年6月19日(火)から21日(木)にかけて、公益社団法人日本植物園協会第53回大会を開催しました。当園で開催するのは、平成7年5月に開催した第30回大会以来2回目となります。総裁の秋篠宮殿下をお迎えし、全国の植物園から約140名の参加者が集まりました。3日間の会期中、総会、表彰式、研究発表、施設見学や公開シンポジウムなど様々な関連行事を行いましたので、報告します。

初日の日程は総会と開会式・表彰式など。開会式では、広島市長を来賓に迎え、また総裁より植物園の活動について、人々の憩いの場として自然観察の機会を提供しているとの暖かいおことばを賜りました。表彰式では、植物園に関する功績のあった5名・1団体が表彰を受けました。また、ナショナルコレクションの第1回認定があり、武田薬品工業株式会社京都薬用植物園のツバキコレクションと東京都神代植物公園のサクラソウコレクションが認定されました。表彰式の後には意見交換会（懇親会）が行われ、大変有意義な時間となりました。植物園で働く同志の生の声を聞くことで、今後の業務の参考や励みになったのではないのでしょうか。なお、今回の懇親会では、電子ピアノ

とチェロの二重奏の演奏をお楽しみいただきました。これは、広島市の目指す「花と緑と音楽の広島づくり」にも合致する趣向でした。

大会2日目は、研究発表と委員会報告。午前中の研究発表では、口頭8題、ポスター13題の発表を行いました。ポスター会場が手狭で、日程もギリギリであったので、十分な討議が出来なかった点は反省すべき点です。午後は委員会報告があり、各委員会の事業報告と経済産業省の中野課長によるワシントン条約、寄託管理事業に関する説明がなされました。

大会最終日は施設見学と公開シンポジウム。施設見学では、リニューアルした大温室を中心に約90名の参加者が園内をまわり、情報交換を行いました。午後のシンポジウムでは被爆樹木について、3名の演者がこれまでの取り組みについて報告を行い、議論を深めました。被爆樹木とは、爆心地から概ね半径2km以内に存在する被爆の惨禍を生き抜いた樹木や焼け焦げた樹木の株から再び芽吹いた樹木のことであり、現在でも約160本が残っています。過去の痛ましい歴史を伝承する証言者として、広島では大切にされています。シンポジウム後に感想を伺いましたが、参加



